

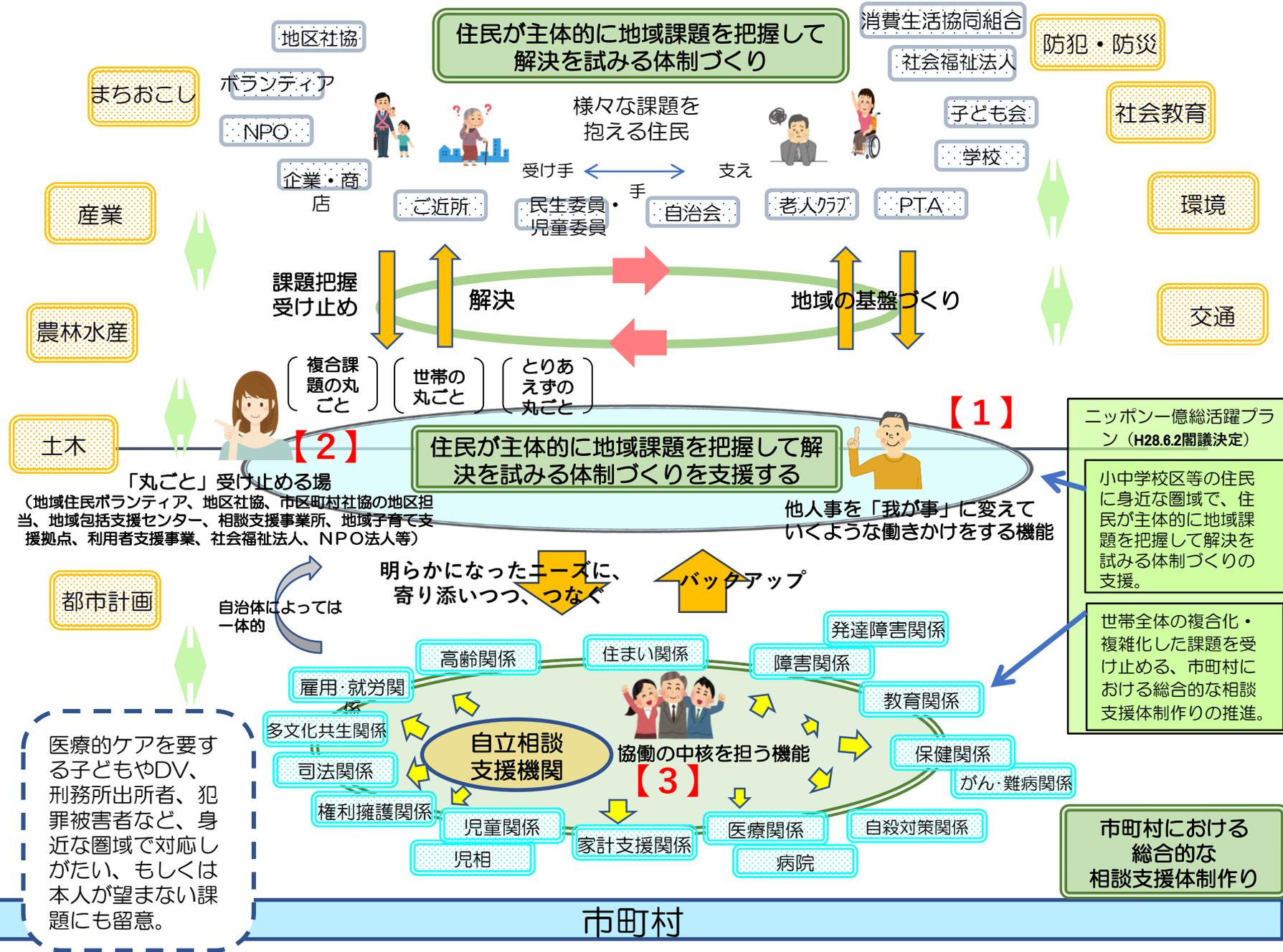
地域福祉計画における 「圏域」と「連携」

同志社大学 社会学部
永田祐

- まず、国が目指す「**包括的な支援体制**」の全体像を説明します。
- （参考）包括的な支援体制は、2018年4月に施行された改正社会福祉法で市町村が整備するよう努めるものとされた体制のことです。

住民に身近な圏域

市町村域等



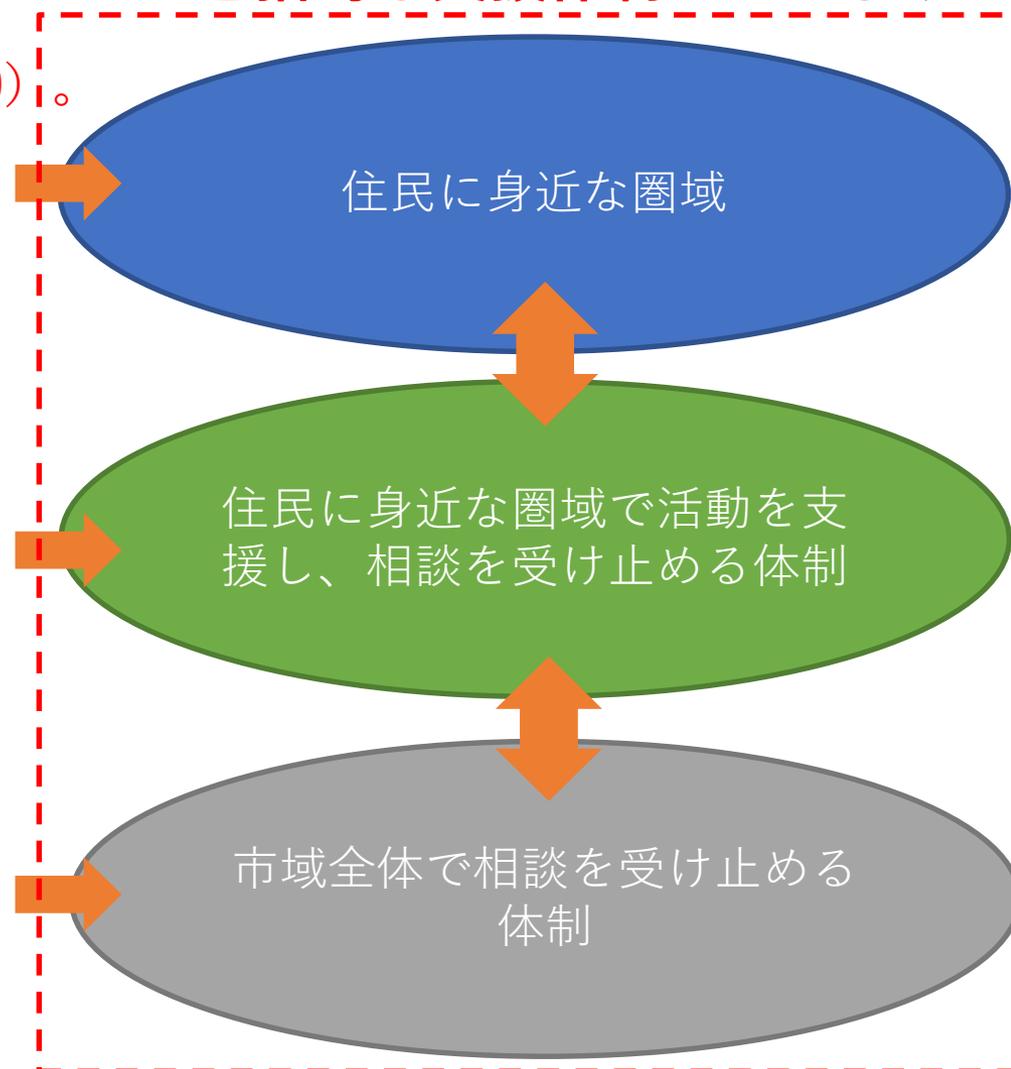
「圏域」とは

→地域をいくつかの単位に分けて、それぞれの機能と役割を考えること。
→豊岡の場合は、4層です（計画書p.80）。

- 住民の皆さんが行う地域活動
- 活動を応援し、そこで発見した課題を受け止める専門職
- 市全体の総合相談体制

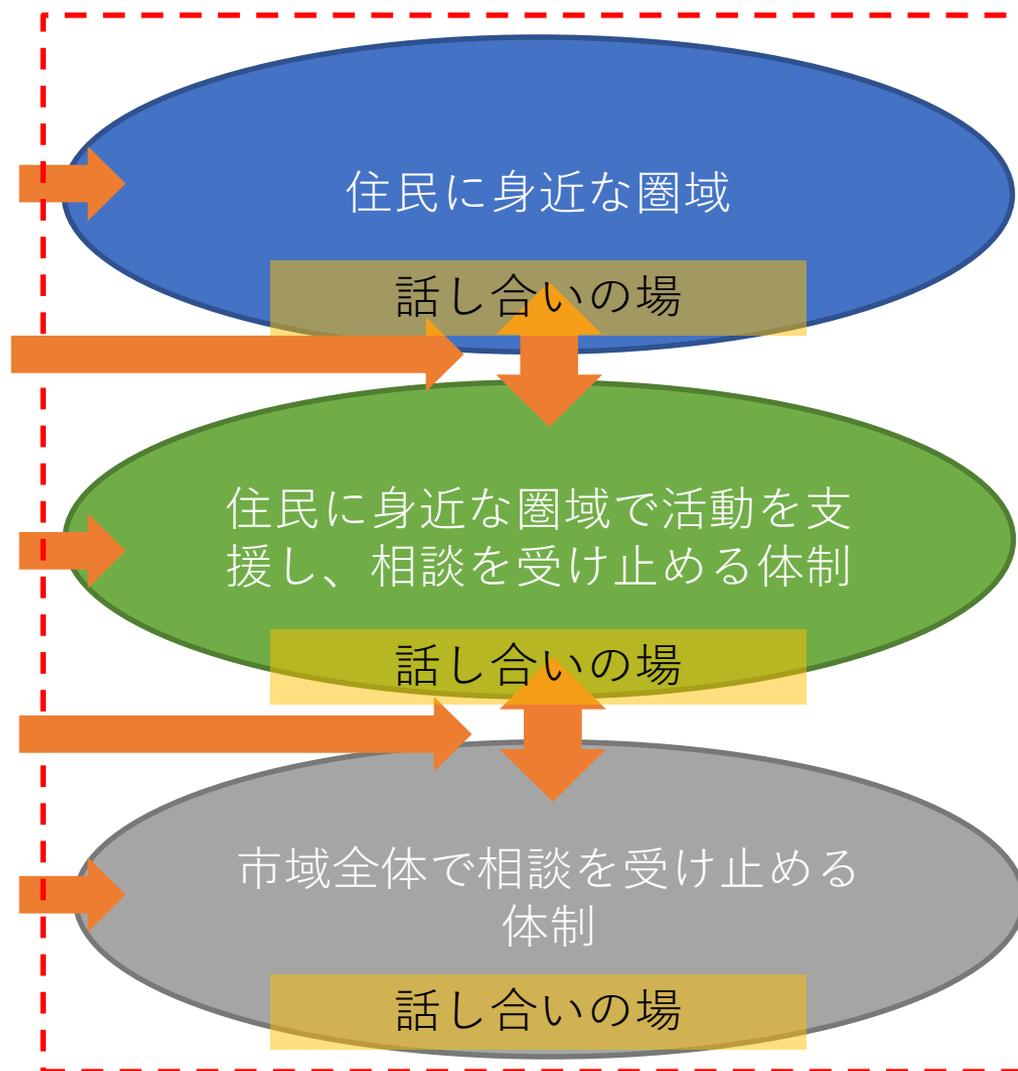
この全体を

包括的な支援体制といいます



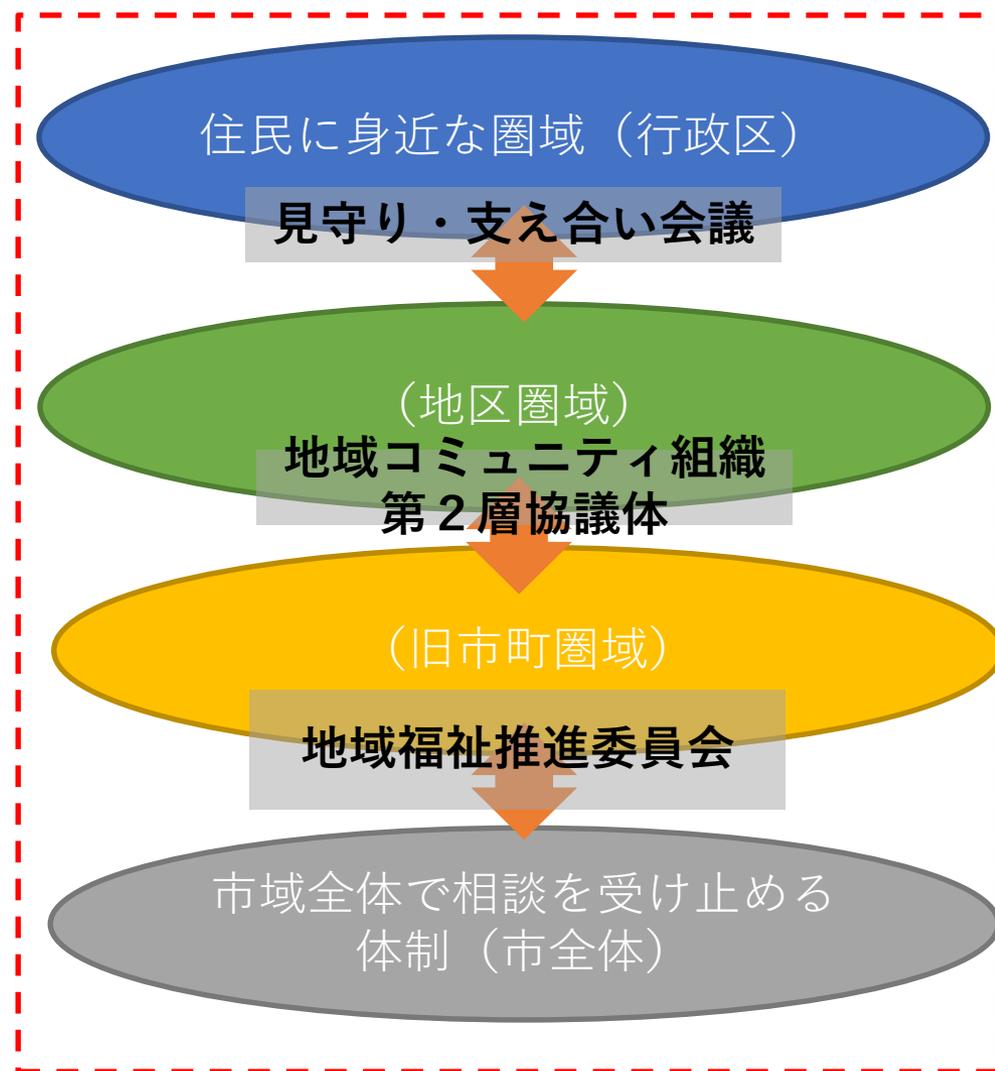
「連携」と「話し合いの場」の重要性

- 住民同士の連携
- 住民と専門職の連携
- (地域を支える) 専門職同士の連携
- (市全体での) 専門職同士の連携



豊岡市の圏域と話し合いの場は？

- 評価のポイントは、それぞれの圏域における連携や話し合いの場が機能しているかどうか。
 - それぞれの圏域ごとに連携がきちんとできているか？
 - 小さな圏域と大きな圏域の間の連携がきちんとできているか？
 - 連携するためには、「話し合いの場」が重要なので、話し合いの場がきちんと機能しているかどうか？



圏域ごとの評価のポイントの例

- **最も身近な圏域における連携（行政区）**
 - 行政区で、地域の中で困っている人の声を拾い、居場所や見守り、生活支援などの活動に連携して取り組んでいますか？
 - 「見守り・支え合い会議」などを通じて、専門職（コミュニティワーカー）と連携して取り組みが進められていますか？
- **地区圏域における連携（旧地区公民館の区域）**
 - 「地域コミュニティ組織」や二層の「協議体」などで、行政区単位でできないことを「生活支援コーディネーター」を中心に、話し合い、共有したり、課題解決に向けた取り組みが進められていますか？
- **旧市町圏域（旧市町）**
 - 「地域福祉推進委員会」などで、行政区や地区の課題を共有し、行政区や地区の活動を考える話し合いがもたれていますか？
- **市圏域（市全体）**
 - 行政区や地区、旧市町圏域での生活課題を専門職が連携して解決できていますか？

(参考条文) 社会福祉法 (第106条の3)

● (包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

住民に
身近な
圏域で
の我が
事・丸
ごと

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

市町村
における
包括的
な相談
支援
体制

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

包括的な支援体制（106条の3）の内容

106条の3 各号の内容		
第1号	「住民に身近な圏域」において、 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる ことができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①地域住民の活動参加の促進者の支援 ②地域住民の相互交流の拠点整備 ③地域住民等に対する研修の実施
第2号	「住民に身近な圏域」において、 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①相談を包括的に受け止める場の整備 ②相談を包括的に受け止める場の周知 ③連携による地域生活課題の早期把握 ④上記場のバックアップ体制の構築
第3号	多機関の協働 による包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ①支援関係機関によるチーム支援 ②協働の中核を担う機能 ③支援に関する協議及び検討の場 ④地域住民等との連携